

広島市条例第 35 号

令和 7 年 6 月 26 日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する
条例

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「附則第 2 条」を「附則第 4 条」に改め、「第 4 3 条、第 58 条、第 109 条及び第 140 条の 32 において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 32 条に係る部分並びに令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 206 条において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 204 条に係る部分に限る。）、第 3 条（令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 140 条の 32 において準用する令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令第 128 条に係る部分に限る。）及び第 4 条（令和 6 年新指定居宅サービス等基準省令」を削る。

第 3 条第 1 項中「次に掲げる規定」を「指定居宅介護支援等の事業の人

員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第３０条及び第３１条」に改め、同項各号を削る。

第４条第１項第２号中「附則第２条」を「附則第４条」に改め、「第６１条及び第１８５条において準用する令和６年新指定介護予防サービス等基準省令第５３条の４に係る部分並びに令和６年新指定介護予防サービス等基準省令第２８０条において準用する令和６年新指定介護予防サービス等基準省令第２７４条に係る部分に限る。）、第３条（令和６年新指定介護予防サービス等基準省令第１８５条において準用する令和６年新指定介護予防サービス等基準省令第１３６条に係る部分に限る。）及び第４条（令和６年新指定介護予防サービス等基準省令」を削る。

第５条第１項中「次に掲げる規定」を「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第３２条及び第３３条」に改め、同項各号を削る。

第７条第１項第２号中「附則第２条（令和６年新指定居宅サービス等基準省令第３９条の３、第１０５条の３及び第１４０条の１５において準用する令和６年新指定居宅サービス等基準省令第３２条に係る部分に限る。）、第３条（令和６年新指定居宅サービス等基準省令第１４０条の１５において準用する令和６年新指定居宅サービス等基準省令第１２８条に係る部分に限る。）及び第４条」を「附則第４条」に改める。

第８条第１項第５号中「附則第２条（令和６年新指定居宅サービス等基

準省令第32条（令和6年新指定居宅サービス等基準省令第54条、第74条、第83条、第91条、第105条、第119条、第140条（令和6年新指定居宅サービス等基準省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第155条（令和6年新指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）及び第204条（令和6年新指定居宅サービス等基準省令第216条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第3条（令和6年新指定居宅サービス等基準省令第128条、第140条の7、第146条及び第155条の6に係る部分に限る。）、第4条」を「附則第4条」に改める。

第11条第1項中「次に掲げる規定」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条、第37条の2、第37条の3及び第183条」に改め、同項各号を削る。

第12条第1項第4号中「附則第2条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第3条の32（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第18条、第37条、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第3条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令第73条及び第177条に係る部分に限る。）、第4条（令和6年新指定地域密着型サービス基準省令）を「附則第4条（令和6年改正省令第4条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準省令（以下「令和6年新指定地域密着型サービス基準省令」という。））」に改

める。

第 15 条第 1 項第 3 号を削る。

第 17 条第 1 項第 5 号中「附則第 2 条」を「附則第 4 条」に改め、「第 29 条（令和 6 年新指定介護老人福祉施設基準省令第 49 条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第 4 条（令和 6 年新指定介護老人福祉施設基準省令」を削る。

第 18 条第 1 項第 5 号中「附則第 2 条」を「附則第 4 条」に改め、「第 31 条（令和 6 年新介護老人保健施設基準省令第 50 条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第 4 条（令和 6 年新介護老人保健施設基準省令」を削る。

第 19 条第 1 項第 3 号中「附則第 2 条」を「附則第 4 条」に改め、「第 35 条（令和 6 年新介護医療院基準省令第 54 条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第 4 条（令和 6 年新介護医療院基準省令」を削る。

第 21 条第 1 項第 2 号中「附則第 2 条（令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 166 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 53 条の 4 に係る部分に限る。）、第 3 条（令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 166 条において準用する令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 136 条に係る部分に限る。）及び第 4 条」を「附則第 4 条」に改める。

第 22 条第 1 項第 3 号中「附則第 2 条（令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 53 条の 4（令和 6 年新指定介護予防サービス等基準省令第 74 条、第 84 条、第 93 条、第 123 条、第 142 条（令和 6 年新指

定介護予防サービス等基準省令第159条において準用する場合を含む。）、第195条（令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。）、第245条及び第262条において準用する場合を含む。）及び第274条（令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第289条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第3条（令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第136条（令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第159条において準用する場合を含む。）及び第191条（令和6年新指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第4条」を「附則第4条」に改める。

第24条第1項第2号中「附則第2条」を「附則第4条」に改め、「第32条（令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第3条（令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令第53条に係る部分に限る。）及び第4条（令和6年新指定地域密着型介護予防サービス基準省令」を削る。

第27条第1項中「次に掲げる規定」を「指定介護予防支援等基準省令第1条の2、第2章から第4章まで及び第6章」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。